

## 付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

平成 2 5 年 3 月 2 8 日

薩摩川内市議会市民福祉委員会  
委員長 江 口 是 彦

### 1 委員会の開催日

3月18日、19日（2日間）

### 2 付託事件及び審査結果

- (1) 議案第 3 7 号 薩摩川内市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格を定める条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (2) 議案第 3 8 号 薩摩川内市重度心身障害者医療費の助成に関する条例及び薩摩川内市障害認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (3) 議案第 3 9 号 薩摩川内市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (4) 議案第 4 0 号 薩摩川内市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (5) 議案第 4 1 号 薩摩川内市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (6) 議案第 4 2 号 薩摩川内市在宅介護支援センター条例を廃止する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (7) 議案第 4 3 号 薩摩川内市高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、「助成対象とする施術回数の上限引下げは、高齢者に対するサービスの後退であり、認められない」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (8) 議案第 4 4 号 薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (9) 議案第 4 5 号 薩摩川内市へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、下甕保育園は、隣接に市立幼稚園があることから、甕島の子育て支援の充実を図るため、認定こども園への移行を早期に

進められたい旨の意見が述べられた。

- (10) 議案第46号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (11) 議案第47号 薩摩川内市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (12) 議案第59号 平成25年度薩摩川内市一般会計予算のうち本委員会付託分

本案は、「高齢者はり、きゅう、マッサージ等施術料の助成削減及び各種健診自己負担増など問題がある」という反対討論と、「利用者等への適切な配慮がなされており、市民の安心に資する予算となっている」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

なお、審査の過程において、花いっぱいまちづくり推進事業については、長島町等の先進事例も参考に、市民が参画しやすい事業設計を検討されたい旨の意見が述べられた。

- (13) 議案第70号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計予算

本案は、「一般会計からの法定外繰入れはあるが、国保税は依然として高く、支払いが困難な方も多いため、繰入金額の増額など、更に思い切った救済策等を検討する必要がある」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (14) 議案第71号 平成25年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (15) 議案第72号 平成25年度薩摩川内市介護保険事業特別会計予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第73号 平成25年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計予算

本案は、「後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を抑制することを主な目的としており、制度廃止を求める国民の声が多い」という反対討論が述べられ、採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 地域主権改革による権限移譲が進められているが、事務遂行に支障が生じないように、移譲された事務量に応じた必要な職員数を確保するなど、適切な措置を講じられたい。
- (2) 市の多くの事業が社会福祉協議会に委託され、地域に密着したサービス提供の仕組みが整えられつつあるが、受皿となる社会福祉協議会の機能強化への支援も検討されたい。
- (3) 生活保護受給者に対する就労支援の強化に努められたい。
- (4) 保育園の待機児童の早期解消に努められたい。